

「横浜型企業誘致・産業立地促進計画」の認定を申請しました

平成18年9月29日、国に対し、新しい国の支援措置「公有地の拡大の推進に関する法律(公拡法)による先買いに係る土地を供することができる用途の範囲の拡大」を活用した地域再生計画「横浜型企業誘致・産業立地促進計画」の認定申請を行いました。

1 計画概要

(1) 目的

国の支援措置を活用して企業誘致を推進するとともに、企業立地促進条例等を活用した本市独自の取組みを推進し、横浜経済の活性化を図ります。

(2) 区域

市内全域

(3) 国の支援措置とその概要

「公有地の拡大の推進に関する法律による先買いに係る土地を供することができる用途の範囲の拡大(C3004)」(国土交通省、総務省)

【概要】

都市の健全な発展と秩序ある整備を促進する観点から、公拡法に基づく先買い制度により取得された土地のうち、次の要件を満たす場合に限り、その用途の範囲が拡大されます。

1. 買い取られた日から起算して10年を経過した土地であること
2. 買取りの目的とした事業の廃止又は変更その他の事由によって、将来にわたり事業用地又はこれらの代替地に供される見込みがないもの

(4) 支援措置を適用する所在地等

- 所在地: 横浜市都筑区池辺町字藪前4261-1
- 面積: 11,076.61平方メートル

【本市の地域再生の取り組み】

地域再生制度は、地域経済の活性化と地域雇用の創造を、地域の視点から積極的かつ総合的に推進するため、平成15年10月に内閣に設置された「地域再生本部」によって創設され、本市でも平成16年6月に「文化芸術創造都市づくり」計画の認定を受けています。

2 問合せ先

- 「横浜型企業誘致・産業立地促進計画」について: 経済観光局産業立地調整課 tel: 671-2590
- 横浜市の地域再生計画について: 都市経営局政策課 tel: 671-2197